

介護サービス事業者集団指導
（（介護予防）短期入所生活介護）資料

令和7年6月12日（木）
山梨県福祉保健部健康長寿推進課

1. 人員に関する基準（P1～4）
2. 運営に関する基準（P4～7）
3. その他（P7）
4. 参考資料

※厚生労働省、山梨県からの通知、変更届等の様式などは、次のホームページに掲載されていますので、確認をお願いいたします。

- ① 山梨県庁ホームページ <https://www.pref.yamanashi.jp/index.html>
 - ・トップページ → 組織から探す → 福祉保健部 → 健康長寿推進課
→ 介護サービス振興担当
- ② WAM-NET（独立行政法人 福祉医療機構） <https://www.wam.go.jp/>
 - ・トップページ → 都道府県からのお知らせ → 山梨 → 県からのお知らせ

◆ 基本方針 ◆

短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(ユニット型)

ユニット型短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

◆ 人員に関する基準 ◆

(1) 医師：

1人以上

(2) 生活相談員：

① 常勤換算方法で、利用者の数（前年度の平均値・以下この項において同じ）が100又はその端数を増すごとに1人以上

② 1人は常勤（利用者定員が20人未満である併設事業所は除く）

※ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められるもの（社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士）

(3) 介護職員又は看護職員：

常勤換算方法で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上

(4) 栄養士：

1人以上（利用定員が40人を超えない事業所は、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることで当該事業所の効果的な運営が維持でき、利用者の処遇に支障がないときは置かないことができる）

(5) 機能訓練指導員：

1人以上

※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は一定の実務経験を有するはり師及びきゅう師の資格を有する者とする（一定の実務経験を有するはり師及びきゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上勤務し機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る）

ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない

(6) 調理員その他の従業者：

該事業所の実情に応じた適当数

(7) 管理者：

常勤及び専従で1人

※ 事業所の管理上支障が無い場合は、当該事業所の他の職務、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事可能

● 併設事業所の場合

(1) 本体とは？

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設のこと

(2) 本体で必要とされる数の従業者に加えて、上記の従業者の員数に掲げる短期入所生活介護従業者を確保しなければならない

(3) 医師、栄養士及び機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障が無い場合は、兼務させて差し支えない

(4) 生活相談員、介護職員及び看護職員の総数については、本体施設の入所者と併設事業所の利用者の合計数に対して、常勤換算方法で必要数を確保すればよい

● ユニット型の勤務体制確保

(1) 入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービス提供に配慮する観点から職員配置を行う

(2) 従業者が一人一人の入居者について、個性・心身の状況・生活歴などを具体的に把握した上で、「馴染みの関係」を構築する

※昼 間：ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置

※夜 間・深夜：2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置

※ユニットごと：常勤のユニットリーダーを配置

① ユニットケアリーダー研修を受講した従業者を各施設に2名以上配置する(2ユニット以下の場合は、1名でよい)

② また、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ従業者を決めることで可。この場合、研修受講者は、研修で得た知識などを、リーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核になることが求められる

● 生活相談員の資格要件

(1) 「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者」の資格要件

① 社会福祉主事任用資格

② 社会福祉士

③ 精神保健福祉士

(2) 「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格要件

① 介護保険施設・事業所(福祉用具販売、貸与事業所は除く)において、計画の作成業務、又は相談援助業務の実務経験が通算1年以上

② ①に該当しないが、介護福祉士資格又は介護支援専門員資格を有する者、若しくは実務者研修修了者のうち、介護保険施設・事業所(福祉用具販売、貸与事業所は除く)において、入所者・利用者の直接処遇に係る業務の実務経験が通算3年以上

● 人員基準欠如の考え方

(1) 人員基準欠如の減算

人員基準欠如減算の対象職種は、介護職員または看護職員である。

※介護職員または看護職員の数が人員基準から

- ・ 1割を超えて減少した場合は、該当月の翌月から解消月まで
- ・ 1割の範囲内で減少した場合は、該当月の翌々月から解消月まで（翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）

⇒ 全ての入所者等について所定単位数が70%に減算となる。

(2) ユニットにおける職員の配置について

ユニット型短期入所生活介護費の算定については、職員配置が次の条件を満たしていない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する

- ① 日中については、ユニット毎に常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置
 - ② ユニット毎に常勤のユニットリーダーを配置

● 夜勤について

当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

※厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

〔夜勤を行う介護職員又は看護職員の数〕

（単独型（ユニット型以外））

- ① 利用者の数が25以下の短期入所生活介護事業所にあつては、1以上
- ② 利用者の数が26以上60以下の短期入所生活介護事業所にあつては、2以上
- ③ 利用者の数が61以上80以下の短期入所生活介護事業所にあつては、3以上
- ④ 利用者の数が81以上100以下の短期入所生活介護事業所にあつては、4以上
- ⑤ 利用者の数が101以上の短期入所生活介護事業所にあつては、4に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

※特養併設の場合は、上記下線部分をそれぞれ「短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数」、「特別養護老人ホーム」と読み替える

※特養併設型における夜勤職員配置基準の緩和により、短期入所生活介護事業所と特別養護老人ホームが併設されており、夜勤職員1人あたりの短期入所生活介護事業所（ユニット型以外）と特養（ユニット型）の利用者の合計が20人以内である場合は、夜勤職員の兼務を認めることとなった（短期入所生活介護事業所（ユニット型）と特養（ユニット型以外）も同様とする

（ユニット型）

2のユニットごとに1以上

※減算となる場合

ある月において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算される

- イ) 夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間を行い、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする）において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合
- ロ) 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が

4日以上発生した場合

【運営指導における指摘事項】

- ・ 医師や管理者の出勤が確認できる書類を整備しておくこと
- ・ 同法人内の他事業所と兼務している場合、それぞれの勤務について明確に区分すること
- ・ 機能訓練指導員として雇用されている事が確認できる書類を整備すること

◆ 運営に関する基準 ◆

（１）運営規定について

指定短期入所生活介護事業者・ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての規定を定めなければならない

（運営規定）

1. 事業の目的及び運営の方針
2. 従業者の職種・員数及び職務の内容
3. 利用定員（空床利用型の場合を除く）

【ユニット型は加えて】

ユニットの数及びユニット毎の利用定員（空床利用型の場合を除く）

4. 内容及び利用料その他の費用の額
5. 通常の送迎の実施地域
6. サービス利用に当たっての留意事項
7. 緊急時等における対応方法
8. 非常災害対策
9. 虐待の防止のための措置に関する事項
10. その他運営に関する重要事項

（２）短期入所サービスの連続利用について

利用者が連続して３０日を超えて、指定短期入所生活介護を受けている場合は、３０日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護について、短期入所生活介護費は、介護職員処遇改善加算を含めて算定しない

短期入所サービスは、あらかじめ期間を定めて利用するものであり、介護報酬では３０日を連続算定日数の上限としている（連続３０日を超えた利用は、全額利用者負担となる）

また、在宅生活を継続していく上で利用するものであり、居宅サービス計画では、特に必要な場合を除き、保険対象の利用日数が認定有効期間のおおむね半数を超えないことを目安とする

（３）入所日及び退所日における居宅サービスの算定について

短期入所サービスでも、機能訓練やリハビリテーションを行えるので、入所日や退所日に通所介護や通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない

利用者の居宅と当該事業所との間の送迎を行う場合、当該利用者の心身の状況により、事業所の送迎車を利用することが出来ないなど、特別な事情のない限り、短期入所サービスの送迎加算を算定すること

令和3年度の改正により、「通院等乗降介助」について、利用者の身体的・経済的負担の軽減や利便性の向上の観点から、目的地が複数ある場合であっても、居宅が始点又は終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送や、当該事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、算定可能となった

この場合、短期入所系サービス事業所は送迎を行わないことから、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定できないこととする

(4) 短期入所生活介護計画の作成について

相当期間（おおむね4日）以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画を作成すること

(5) 緊急時における受け入れについて

以下のいずれの条件も満たす場合、利用定員を超えて静養室において短期入所生活介護を行うことができる

- ・ 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置づけられていない指定短期入所生活介護を提供する場合
- ・ 当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合

※緊急時の特例的な取扱いのため、7日（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度とする

また、利用定員が40人未満までは利用定員に加えて1人、40人以上は利用定員に加えて2人までの受け入れを認め、定員超過利用による減算の対象とはならない

(6) 虐待の防止について

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。
- ・ 以上の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(7) 身体拘束の適正化について

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入所者に対し身体的拘束等を行ってはならない。

身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図ること。
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

※身体的拘束等の適正化のための指針に盛り込むべき項目

- イ) 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ) 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ) 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ) 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ホ) 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ) 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト) その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。

（８）業務継続計画（BCP）の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施しなければならない。

（９）利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減のための委員会の設置について

事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する府小作を検討するための委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するよう努めなければならない。（令和9年4月1日より義務化）

（１０）感染症の発生又はまん延防止のための措置について

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討するための委員会を、おおむね6月に1回以上開催し、従業者に周知徹底を図ること
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施すること

【運営指導における指摘事項】

- 利用者が内外部の医療機関で受診を要した場合など報告対象の事故等が発生した場合は、保険者である市町村に報告すること
- ヒヤリハット記録において、今後の対策が未記入だった記録が見受けられた。事故の発生防止や再発防止のためにも、具体的な対策の記入を徹底すること
- 事業所の見やすい場所に「運営規程の概要」「勤務の体制」「その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」の掲示をすること

- 非常災害に関する具体的計画について、各施設所在地において発生が予測される災害の種類に応じたものとするため、その状況を確認した上で、火災・地震以外の災害についてもその種類に応じた具体的な計画を作成すること
- 非常災害の際に、利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めること
- 相当期間（概ね4日）以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画を作成すること
- 提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等記録すること
- 内服薬等の薬品については、鍵付きのロッカーに保管するなど利用者の手の届かない範囲に適切に保管すること
- 短期入所生活介護計画について、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た上で、利用者に交付すること
- やむを得ず身体拘束を行う際には、その様態、時間、心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録し、引き続き解消に向けて検討すること
- サービス提供体制強化加算について、加算要件確認のため、介護職員のうち介護福祉士が占める割合を示した要件確認表を作成すること

◆ その他 ◆

● 変更届の届出について

介護保険法施行規則第131条・140条の22に定める事項に変更があった時は、10日以内に知事に届け出ること（届出の際には、第3号様式、施設ごとの付表に変更内容が分かる添付書類を添えて提出すること）

次ページの届出事項に該当する場合は、老人福祉法に基づく届出も必要

● 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について

算定する介護給付費を変更する場合は電子申請・届出システムにて届出が必要

届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始する

最新様式は、[県HP](#)に掲載しています

● 指定更新について

指定有効期限は6年となっていることから、有効期限満了の14日前までに更新の申請を行うこと

老人福祉法に基づく届出(老人居宅生活介護事業)

届出事項		届出様式	添付書類	根拠規定	提出時期
事業開始		老人居宅生活支援 事業開始届(第1号 様式の2)	登記事項証明書又は条例 勤務体制一覧表 等	老人福祉法第14条 及び山梨県老人福 祉法施行細則第2 条の2	事業開始前
変更届	事業の種類及び内容	老人居宅生活支援 事業変更届(第1号 様式の3)	議事録等	老人福祉法第14条 の2及び山梨県老 人福祉法施行細則 第2条の3	変更の日から 1ヶ月以内
	経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)		法人登記簿謄本等		
	定款、その他の基本約款		定款等		
	職員の定数及び職務の内容		勤務体制一覧表等		
	主な職員の氏名及び経歴		管理者の経歴書		
	事業を行おうとする区域		—		
	当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類、所在地及び入居定員		挙証書類		
	事業開始の予定年月日		議事録等		
事業廃止(休止)		老人居宅生活支援 事業廃止(休止)届 (第1号様式の4)	—	老人福祉法第14条 の3及び山梨県老 人福祉法施行細則 第2条の4	廃止(休止)の日の 1ヶ月前

＜対象事業＞ 老人居宅介護等事業・老人デイサービス事業・老人短期入所事業・小規模多機能型居宅介護事業・認知症対応型老人共同生活援助事業・複合型サービス福祉事業

※老人短期入所事業及び認知症対応型共同生活援助事業については健康長寿推進課介護基盤整備担当へ、その他の事業は管轄の保健福祉事務所へ提出してください。

※変更届出の際には変更内容の分かる挙証書類を添付してください。

様式については、県HPのトップ＞様式ダウンロード＞福祉保健部＞健康長寿推進課様式ダウンロード一覧 からダウンロードできます。

○提出先 健康長寿推進課介護人材・基盤整備担当 055-223-1451

健長第 4141 号
平成29年3月15日

指定介護老人福祉施設 管理者
指定短期入所生活介護事業所 管理者
指定通所介護事業所 管理者
指定特定施設入居者生活介護事業所 管理者 } 殿

山梨県福祉保健部健康長寿推進課長
(公 印 省 略)

生活相談員の資格要件について（通知）

日ごろ、本県の介護保険行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所及び指定通所介護事業所において配置すべき生活相談員の資格要件につきましては、山梨県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第5条第2項に定める生活相談員の基準に準ずるものとして取り扱っているところですが、今般、「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又は同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的資格要件を下記のとおり定めることとしますので、適切な職員の配置についてご配慮ください。

なお、特定施設入居者生活介護事業所における生活相談員の資格要件についても、特段の規定はないが、生活相談員としての責務や業務内容において指定通所介護事業所等他の事業所と同等であることから、同様の取扱としますので、ご留意ください。

記

1 「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者」の資格要件

- (1) 社会福祉主事任用資格
- (2) 社会福祉士
- (3) 精神保健福祉士

2 「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格要件

- (1) 介護保険施設・事業所（福祉用具販売、貸与事業所は除く）において、計画の作成業務、又は相談援助業務の実務経験が通算1年以上
- (2) (1)に該当しないが、介護福祉士資格又は介護支援専門員資格を有する者、若しくは実務者研修修了者のうち、介護保険施設・事業所（福祉用具販売、貸与事業所は除く）において、入所者・利用者の直接処遇に係る業務の実務経験が通算3年以上。

3 施行年月日 平成 29 年 4 月 1 日

4 経過措置

既に指定を受けている事業所において、平成 29 年 3 月 31 日までに生活相談員として配置されていた者で本通知の資格要件に該当しない場合は、平成 30 年 3 月 31 日までの間は生活相談員としての要件を満たすものとします。

※この取扱に係る Q & A 等は、WAM ネットの「県からのお知らせ」に掲載しておりますので、ご確認ください。

問合せ先（下記サービスごとの問合せ先をお願いします。）

指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護事業所・
指定特定施設入居者生活介護事業所
健康長寿推進課介護サービス振興担当 TEL:055-223-1455

指定通所介護事業所

中北保健福祉事務所長寿介護課 TEL:055-237-1383

峡東保健福祉事務所長寿介護課 TEL:0553-20-2796

峡南保健福祉事務所長寿介護課 TEL:0556-22-8146

富士・東部保健福祉事務所長寿介護課 TEL:0555-24-9043

(参考様式)

生活相談員 経 歴 書

事業所・施設 名称		
フリガナ		
氏 名		
該当する資格要件に○を付す。 「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格要件		
	(1)介護保険施設・事業所(福祉用具販売、貸与事業所は除く)において、計画の作成業務、 又は相談援助業務の実務経験が通算1年以上	
	(2)(1)に該当しないが、介護福祉士資格又は介護支援専門員資格を有する者、若しくは 実務者研修修了者のうち、介護保険施設・事業所(福祉用具販売、貸与事業所は除く) において、入所者・利用者の直接処遇に係る業務の実務経験が通算3年以上	
職 歴 等		
期 間	勤 務 先 等	従事した業務の内容
年 月 ～ 年 月		
年 月 ～ 年 月		
年 月 ～ 年 月		
年 月 ～ 年 月		
年 月 ～ 年 月		
資格又は修了した研修		
取 得 (修 了)時 期	資格又は修了した研修の名称	
年 月		
年 月		
年 月		

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例(第5条第2項)

生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

1 「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者」

- ・社会福祉主事任用資格
- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士

2 「同等以上の能力を有すると認められる者」の要件

- (1)介護保険施設・事業所(福祉用具販売、貸与事業所は除く)において、計画の作成業務、
又は相談援助業務の実務経験が通算1年以上
- (2)(1)に該当しないが、介護福祉士資格又は介護支援専門員資格を有する者、若しくは実務者
研修修了者のうち、介護保険施設・事業所(福祉用具販売、貸与事業所は除く)において、
入所者・利用者の直接処遇に係る業務の実務経験が通算3年以上

- ※1 当該経歴書は、「同等以上の能力を有すると認められる者」に該当する者を生活相談員
として配置する場合にのみ、提出してください。
- ※2 職歴等の「従事した業務の内容」については、具体的な業務の内容を記載してください。
例)入所者の生活相談業務、短期入所生活介護計画作成業務、通所介護事業所での介護業務 等
- ※3 資格又は修了した研修については、資格者証又は研修修了者証の写しを添付してください。

Q & A

問 1 計画の作成業務、又は相談援助業務とは何か。

答 1 計画の作成業務は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画、訪問介護計画等の各サービス計画（ただし、福祉用具販売・貸与計画は含まない。）の作成業務を指します。

相談援助業務は、介護保険法の指定又は開設許可を受けた介護サービス事業所又は施設での生活相談員又は支援相談員としての業務を指します。

問 2 介護支援専門員の資格は持っていないが、通所介護事業所で通所介護計画の作成業務に携わっていた者は、計画の作成業務に従事していたと認められるか。

答 2 介護支援専門員の資格を持っていない者でも、計画の作成業務の実務経験がある者は、計画の作成業務に従事していたと認められます。

問 3 実務経験年数についての確認方法は？

答 3 その者の経歴書（別添参考様式）により判断します。

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行>
なし



<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

○ 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】

また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。

【告示改正】

イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

○ 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

○ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。

- ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

< 現行 >

なし



< 改定後 >

身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

< 現行 >
なし



< 改定後 >

業務継続計画未実施減算
施設・居住系サービス
その他のサービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日回）の減算となる。

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合（新設）
- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

3.(2)② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】